

経済産業委員会

平成27年12月11日（金）

午前10時00分～午前11時56分

議会第3会議室

【出席委員】西岡義広委員長、川副龍之介副委員長、江原新子委員、川崎直幸委員、
中野茂康委員、山下明子委員、堤 正之委員、平原嘉徳委員

【欠席委員】松尾和男委員

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

・経済部 池田経済部長、喜多経済部副部長兼商業振興課長、古賀観光振興課長、
ほか、関係職員

・農林水産部 石井農林水産部長、川副森林整備課長、ほか、関係職員

【案件】

・付託議案について

○西岡委員長

改めまして、おはようございます。ただいまから経済産業委員会を開会いたします。

松尾委員のほうから欠席されるということでございますので、あわせて皆様方に御報告を申し上げます。

次に、委員会の審査日程をお諮りいたします。

お手元に配布いたしております審査日程どおり進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議がないようですので、この審査日程どおり審査を行います。

なお、付託議案の審査のために現地視察を希望される場合は、審査終了までにお申し出いただきたいと思っております。

それでは、日程に基づき付託議案の審査を行いますので、経済部以外の職員は退室していただいてよろしゅうございます。

◎関係職員以外退席

○西岡委員長

それでは、経済部に関する議案の審査に入ります。

第113号議案を審査します。執行部に議案の説明を求めます。

◎第113号議案 佐賀市文化交流プラザの指定管理者の指定について 説明

○西岡委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑を受けたいと思っております。御質疑のある

方。

○山下明子委員

文化交流プラザに関しては、要するに、エスプラッツの3階の部分だと思うんですが、ホール、ステージ、舞台ということを考えてときに、前は文化振興財団が指定管理者だったんですけれども、今回、ほかの文化施設の関係で、例えば、市民会館が新年度から使えなくなることに伴って、いろいろ活用していた人たちが、いろんなところを探し始めるというふうにするんですけれども、そうなったときに、別の委員会のほうの議案ではあったんですが、舞台機構だとかいろんなことについて、きちんと対応できる体制を整えるというふうなことで、財団が受けるというふうな議案が一方であったんですが、こちらのほうで、舞台機構に関してはどういう対応がされていたんでしょうか。今までも佐賀新聞だったんですが。

前に文化振興財団が受けていたときと、佐賀新聞文化センターが指定管理者になったことによって、あそこのホールのそういう使い方に関しては、何か変わっていたことがあったか、それとも、そこに関しては再委託して、ホールの使用のときにはそういう人たちを雇うということになっていたのかっていうあたりはわかりますか。

○池田経済部長

そんなに専門的な機器が入っているわけではないので、通常のプロジェクターでありますとか、照明、それから音響ですね、そういった機器を使う分につきましては、従前も指定管理者がやられておりましたし、それから、佐賀新聞文化センターに移ってからも、指定管理者の方がされております。

ただ、特殊な効果とかなんとかを採用する場合には、あそこを借りられる方が独自に連れてこられて、そういう専門的な方がされるということもありますし、それから、文化会館とかやっている西日本企画なんか専門に入ってやることもあります。通常にあそこに入っている機械はそんなに専門的なものではないので、あそこで使う分の機械は指定管理者のほうはずっと今までもやってきておりますし、今後もやるということで対応していくところです。

○山下明子委員

文化振興財団が受けていたときは、ほかの会館との関係もあるから、さっき言われた西日本企画が入ったりするというのは、すっすっと、こういったと思うんですが、それは、今言われたのは、佐賀新聞社が西日本企画を頼むという関係になるのか、それとも、使う側が西日本企画を頼むということで、指定管理者の業務の範囲にそういうところまではもう入っていないってことなんですか、それとも、再委託をすることができるのか、そういうことで対応するという意味なのか、ちょっとそこを。

○池田経済部長

あそこに入っています機材そのものは、先ほど申し上げたとおり、そんなに専門的なもの

のではございませんので、西日本企画だろうが、あそこに今、常駐されている佐賀新聞文化センターの方でも十分に対応できるものでありますので、それにつきましては、もう今、佐賀新聞文化センターの指定管理者のほうで対応されております。

で、特殊なものを持ち込まれるとか、そういうことがあった場合には、その申し込まれる方が、例えば、西日本企画なんかを連れて入ったりということございます。

○西岡委員長

ほかに。

○江原委員

公募プロポーザル方式での選定に関してですけど、選定委員会の構成が5名、うち外部委員4名ということになっておりますが、どういったような方向性の外部委員が入られているのか、お教えいただけますか。

○喜多経済部副部長兼商業振興課長

選考委員の構成でございますけれども、文化関係者、それから、まちづくり関係者、経営の専門家、学識経験者、行政の経済部長、5名でございます。

○江原委員

学識経験者ということをおっしゃいましたけれども、どういった方面の学識経験者の方が入られているのか。

○喜多経済部副部長兼商業振興課長

これにつきましては、総合的な判断をしていただくという立場から、選定委員の調整を行うという観点から学識経験者を選任いたしておりますけれども、佐賀大学の工学系研究科の教授の方でございます。

○西岡委員長

ほかに。

○山下明子委員

ちなみに、540点満点の基準点は何点ですか。高いほうというだけですか。一応、一定以上はというところで見ると思うんですが、6割とか、7割とか、物によっては、基準点。

○喜多経済部副部長兼商業振興課長

基準点とか、最低点の選定はしておりませんでした。

○山下明子委員

例えば、文化施設だったら7割とか、6割とかで、幾ら高いといっても、ここはクリアしておかないとというのがあった上でのどちらか高いほうっていうふうな形で普通選ぶんだと思っていたんですけども、そういうことはなく、高ければいいということになってしまいうんですかね、基準点を設けないというのは。

○喜多経済部副部長兼商業振興課長

今回、基準点を設けておりませんので、高いほうの点数ということになります。

○山下明子委員

だから、一定そういうことを定めておく必要はないんですかっていうことを聞いているんです。

○池田経済部長

もちろん、ただ高いほう、低いほうっていうのは審査の基準にはなりますが、判断の基準にはなりますが、審査委員会全体として、全体が低かったらもちろん、どちらも採用しないということもあるということは確認して、この審査委員会には臨んでおりますので、最終的には審査委員会のほうで、この点数で、この機関が議会に提案するにふさわしいということは確認した上で上げております。最低点を決めていたわけでありませんが、最終的には審査委員会の全員の合意で上げるということで確認はしております

○西岡委員長

ほかに御質疑がないようですので、第113号議案の審査を終わらせていただきます。

次に、第103号議案の審査をします。

執行部の説明を求めます。

◎第103号議案 平成27年度佐賀市一般会計補正予算（第4号） 説明

○西岡委員長

ただいまの説明に対して、委員の皆様から御質疑を受けます。

○山下明子委員

今のバルーントイレは、具体的にはどの場所になるのでしょうか。橋のたもとに今、縦に建っているというイメージがあるんですが、35.49平方メートルが80平方メートルになるということで、敷地面積だとか、場所ってどういう形になるのでしょうか。

○古賀観光振興課長

場所は、現在の場所に建てかえという形になります。

敷地につきましては、現在の敷地内におさまる設計にしております。現在、2階建てになっておりますので、実際の面積は小さいところに建っております、しかも2階建てで、バリアフリーでないですので、面積としてはふえているように見えますけれども、平屋建てになるからということで理解していただければと思います。

○山下明子委員

つまり、十分敷地はとれるということですね。橋のたもとという場所的ところで、利用するときに、ちょっと車をとめながら、ぱっと利用できるとか、そういうことも含めてできるということですか。

○古賀観光振興課長

そのとおりです。今の現敷地の中でということで、設計をしております。

○堤委員

せっかくバルーンをイメージさせるようなものということでつくっていただいております

すんですが、平面図か何かないと。ここに描いているパースで見ても、ちょっとイメージが湧かないと、本当にそういうふうに見えるものなのかというのが一番心配なんです、そして構造的にも、木造なのか、それとも、トラスか何か組むような形なのか、外壁の材質は何なのかとか、もう少し詳しく、何かそういったものはございませんでしょうか。

○西岡委員長

部長、何か経済産業委員の皆様にも、もう少し大きな図面か何かあったら提示を、そういうものはないんですか、これがあるけん。もう少し易しく、わかりやすく説明していただきたいんですがね。

○堤委員

とにかく気球に見えるのかというのが一番……

(発言する者あり)

せっかくつくるのに、もったいないなと思って。

○西岡委員長

あったら壁にも張ってよかけんさい、どがんかこう御説明方ばできるならば、よろしくお願ひしたい。

○池田経済部長

図面は今からお示ししたいと思いますが、それがバルーンに見えるかどうかというのは主観的な問題と、今、スケッチの段階で、パースとかなんとかをつくっているわけではないので、こういった、要はバルーンが寝て、起き上がる時のイメージでつくっていますという、悪く言うと苦肉の策なんですけど、実際には、バルーンというのは立っているものだというふうなイメージなんです、それが結局は、現状、今見ていただいたらわかるように、2階建てにせざるを得なくて、バリアフリーだけではなくて、やっぱり傷みもひどかったんですね。縦に積み上げていたということ。それから実際、国土交通省のほうから、堤防自体にかかってはいけないというような指導もあっていますので、堤防の横に土を積んであって、そこは佐賀市の土地なんですけど、そこに今も建物が建っていますし、これからつくるのもその部分につくるんで、そういったいろんな制約があるもので、こういった横に寝かした形の、非常に安定的で、しかも、平で使えるような、しかも、ちょっと広目に使えるようにということで、苦肉の策の設計にはなったんですが、できる限りバルーンをイメージされるような形にはしたいということで設計を組んだところであります。

図面を見ていただくと、今までより随分広く便器とかなんとかが使いやすくつくっているというのはあると思います。——済みません。ちょっとコピーをつくってみますので。

○古賀観光振興課長

コピーの間にちょっと、今、構造とかの話がありましたので、基本、木造でつくる予定にしております。このような形状になっておりますので、木造で枠をつくった形で屋根をつくと。屋根の材質は、膜を使うということになります。

この膜ってどんなものかというところ、具体例を言えば、東京ドームの屋根とか、近くでは長崎駅のアミュプラザのところに屋根がありますけれども、ああいった恒久的な建材として使われている膜を利用するという予定になっております。

○中野委員

面積的に余裕がないということで、駐車場がとれないというふうな説明が一回あったと思いますが、基本的には河川敷を駐車場として使うということでもいいですかね。

○古賀観光振興課長

もともと今のトイレも、駐車場というものはない状態になっています。一部、国道からこのトイレに入るところが少し道が広がっておりまして、そこによく車をとめられて利用されていた。その部分は全く変わりませんので、利用の形態については今までと変わらないというふうになっております。

○西岡委員長

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

そしたら、委員の皆様にお諮りしたいと思いますが——図面はいただけるんですかね。委員にいただけるんですかね。

少しこのままの状態でお待ちいただいてよろしいでしょうか。——少しお待ちいただきます。

○古賀観光振興課長

それでは、図面をもとに説明いたします。

まず、平面図のほうを見ていただきますと、入り口は左側と右側とありますが、この図面でいけば左側が北、右側が南になります。で、右側のほうに国道があるというふうに、今、この図面ではなっています。左側のほうから入りますと、向かって右側が女子トイレ、向かって左側が男子トイレというふうになります。正面のほうは、入ってすぐのところが多目的トイレということで設定をしております。

こちらにありますように、便器がこのように配置をされまして、奥のほうに手洗いがあるといことで、南側のほうにも出入り口を設けておりますので、先ほど御質問がありましたように、この南側の道のほうに駐車をされて利用をされる場合も、こちらのほうから入れると。

また、通気性もよくなっておりますので、熱やにおい等がこもりにくい構造を考えております。

それから、もう一つの立面図のほうですね。こちらが今説明をいたしましたとおり、ちょうどバルーンが、空気が入って今から立ち上がろうとしているような形をイメージしております。こちらのほうを白っぽい膜でつくる予定にしておりますが、この膜にしておりますメリットといいますと、膜ですので、光をある程度通すんですね。ということで、

昼間は非常に明るい、外の光が入って明るいということが1つあります。それから、夜も、中に電気が入りますと少し光って見えると、明るく見えるということは、イメージ的にもいいですし、それから、夜間の防犯上も効果があるものではないかというふうに考えております。

この膜ですけれども、先ほど言いましたように、恒久的な建築物に使うものでありますので、普通のビニールとかではなくて、そういった素材を使う膜を使用したいというふうに考えております。以上です。

○堤委員

上のほうのこの膜の構造というのは、これは木造のトラス構造ということで考えてよろしいわけですか。

○古賀観光振興課長

そのとおりです。木で枠をつくりまして、それにかぶせていくという形になります。

○堤委員

トイレというのは、外側は完全なドーム状の覆いですよ。その分というのは、これは屋根の、便器とかありますが、ここには屋根がついているものなんですか。

○古賀観光振興課長

屋根というのは基本的に全面するという事はないのですが、上からのぞいたりできないような対策はしたいと思っております。登ったりはできないような対策をしたいと思っております。

○堤委員

具体的にはどのような対策をされるのですか。

○古賀観光振興課長

メッシュのトラスをつけるという、ちょっと言うと屋根みたいな形になります。天井みたいな形にはなるということです。

○堤委員

非常にいいんだろうなと思うんですけれども、一方、例えば、男女の入り口が全く一緒に境がないわけですね。防犯上、これで大丈夫なのかなと、女性の方は怖いとおっしゃるんじゃないのかなという気がしないでもないんですね。違えば入り口が、表示だけでも違えば、間違っても入らないでしょうし、どうなんでしょう。ちょっと怖いというふうな感覚を女性の方は持たれるんじゃないかと。その辺はどういうふうな配慮をされているんでしょうか。

○古賀観光振興課長

一応入り口につきましては、この図面で見えていただくように、正面、壁のような形に見え方としてなります。入り口から入ったらすぐですね。右が女性、左が男性という形で、そこで振り分けをするという形ですので、御質問にありましたように、男女の入り口がわ

かりにくいということはないような表示をしたいと思っております。正面はもう壁みたいになって、そこで分けるという形で、ぱっと見ですね、入り口そのものが分かっているようなイメージをしております。

○西岡委員長

ほかに。

○川崎委員

先ほど来、全体的に膜で、どのような素材になるのか、耐用年数の関係はどがんなってすか。

○古賀観光振興課長

先ほど説明の中で申しましたが、恒久的な建築物に使う膜ということで、耐用年数は今のところ、東京ドームとかはかなり古いですけれども、正確に何十年必ずもつというようなものはないですけれども、相当な期間、普通の建築物と同じぐらいの期間は、間違いなく耐用年数があるということで聞いております。

○川崎委員

予算関係も、単純に計算しても3,000万円っていうんですけど、ちょっと私から言えば家一軒分ですけど、この建物自体に対しても、3,000万円の内訳ですね、どういうところに3,000万円という数字が出てくるかなというふうな感じがするんですけど。

○古賀観光振興課長

現在のこの場所に建っているトイレなんですけど、実はまだ下水道に接続されておりませんで、ここから公共下水道まで接続する経費等々が結構かかります。それで、普通の場所に建てるものとは若干違った要件がありますので、そういったことで、このような金額になっております。

○江原委員

構造的に木造トラスで、上に酸化チタン膜を張るというような構造ですけれども、台風とかのときのそういった強度というのは、十分計算されているとは思いますが、その点をちょっと教えてください。

○古賀観光振興課長

一応、設計の段階でそういったことも含めて考えておりますので、その件については問題ないというふうに認識をしております。

○平原委員

さっきの3,000万円の内訳をお聞きしました。下水道の件は承知しました。

それで、今の既存の建物の解体費まで、この3,000万円の中に入っていますか。

○古賀観光振興課長

今の建物を全面改築ということで設計しておりますので、そのようになります。

○平原委員

もう1点ですけど、先ほどの説明では、防犯上でも大丈夫みたいなあれですけども、一晩中電気をつけているんですかね。例えば、タイマーかセンサーか何かで対応するのか、もうずっと一晩中つけているのか、その辺どうですか。

○古賀観光振興課長

夜間の照明につきましては、一応センサーをつける予定にしております。

○平原委員

センサーということは、近づいたらそのセンサーが働いて、電気がつくということですね。ということは、そこに行くまでは、外部に防犯灯の設置というのは必要ないんですかね。

○古賀観光振興課長

このトイレの建築に関しましては、外部の防犯灯の設計は今のところしておりません。

○平原委員

防犯灯を設置せんでも周辺は明るいですかね。橋の光で大丈夫かな。

○古賀観光振興課長

今おっしゃるように道路の分がありますので、そういった明るさではありますが、河川敷でございますので、通常のもので、夜間はほとんど人通りもありませんし、暗い状態ではありますが、道路の明かりで、このあたりは道路の横ですので、ほかと比べると比較的明るい場所ではあるということです。

○堤委員

先ほどの件をちょっと確認ですが、メッシュ構造のものを、上にふたをかぶせるということなんですが、それは便器とかがある部分だけですか、それともドームの中全体なんですか。どこの部分までをかぶせるようになっているんですかね。

○古賀観光振興課長

全面ではございません。このトイレの配置されている部分ということです。

○川崎委員

これは南と北に入り口があって、女性が右でしょう。男が左ですね。これは、入り口はいつもオープンですか。戸が閉まる……どがん。

○古賀観光振興課長

この一番外側の外壁についている入り口ですけど、ここは閉められるような対策を今考えております。ちょうど一番入り口のところで、点線で、破線で示している部分です。この分の入り口につきましては、パネルのようなもので……。

○西岡委員長

課長、係長でも担当でもよろしゅうございますので、わかる人にわかりやすい御答弁を求めたいと思いますが。

○吉次バルーン係長

北と南の入り口の部分についても、入るところを夜間閉められるように、シャッター等で入り口を開閉できるような構造にします。

○川崎委員

そいぎ、24時間オープンじゃなかわけですね。シャッターをちゃんと何時ごろ、どんな運用ですか。

○池田経済部長

今申しましたのは、運用についてですね、どういうふうにしたがいかというのがありますので、トラブルとかなんとかあったときのために、運用上、全く何も設備をしていなかったら、シャットアウトもできないので、シャットアウトをする構造にはしているという意味です。

ですので、皆さんがやっぱりずっとあけておいてほしいということであれば、あけてずっと使っていただくこともできますが、トラブルとかなんとかあったときに、急遽何かをつけるというわけにはいかないんで、シャットアウトすることもできる構造にしているというふうに御理解いただきたいと思います。

○川崎委員

なぜ私が言いよつかというたら、江原委員が質問された台風関係ですね。これがオープンだったら、南風が入ったら、これはもう、それこそ気球になって飛んでいくわけですよ。だから、閉めるのかなと思って、緊急の対応対策もちゃんとシャッター式にしているかなと感じたもんですから質問しよっです。飛ばないようにしてください。

○堤委員

川崎委員がおっしゃったのは、決して大げさでもなくて、建物というのは上からの力には強いんですけど、下から吹き上げて抜けるのは非常に弱いんですよ。自重で通常建っているもんですから、下から風が巻きこむとぼんと抜けちゃう。これはもう非常にありがたい話なんで、笑い話じゃなくて、よくそこら辺は設計段階で、基礎との関係を強くしておかないと非常に怖いことになりますので。ぜひそれは、もうおわかりと思いますけれども、お願いしておきたいと思います。

○山下明子委員

ちなみに、今のトイレは24時間使える状態になっているんですかね。

それと、外との関係はどうなっているんでしょうか。

○古賀観光振興課長

外との関係といたしますと。

○吉次バルーン係長

現在、管理人がおられて、鍵を夜になると閉められている状況ですので、24時間使えるわけではないです。夜になったら、管理人が閉めに来られていますので。

(「何時まで」と呼ぶ者あり)

時間までは、ちょっとこれではわからないですけども。

管理人がトイレットペーパーの補充であるとか、掃除であるとか、戸締まりとかも管理をされております。

○山下明子委員

それは、地元の町区かどなたかにお願いしているということですか。

○吉次バルーン係長

地元の方をお願いしております。

○山下明子委員

今後もしょういう形になりますか。今の備品の補充とか、あるいは清掃とか、そういうことまで。

○池田経済部長

今、あそこは公園区域になっているんですよ、実は河川敷のところも含めてですね。うちのほうがお借りして使わせていただいている公園という位置づけになっていまして、公園のトイレという位置づけになっておりますので、今、公園のほうで、緑化推進課のほうで管理をやっていただいておりますが、それは地元の方をお願いして、頼んでいただいております。

今後、新しくこれをつくった後の管理の方法につきましては、今後また、今までと同じような管理形態でお願いすることになると思いますが、その運用につきましては、またちょっと御相談をさせていただいて、やっていきたいというふうに思っています。

○西岡委員長

ほかに質疑もないようですので、103号議案の審査は終わらせていただきます。

それでは、経済部の職員の皆様は退室いただいて結構です。

◎執行部入れかわり

○西岡委員長

委員の皆様にお諮りしますが、休憩はよかですか。続けてよかですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

続きまして、農林水産部にかかわる議案の審査に入っていきます。

第103号議案について執行部の説明を求めます。

◎第103号議案 平成27年度佐賀市一般会計補正予算(第4号) 説明

○西岡委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑を受けたいと思います。

○平原委員

議案の説明のときも、詳しく説明を受けましたけれども、ここは委員会でございますので、議事録の関係もありますので、重複する部分もありますけれども、改めて質問したいと思います。

まず、森林整備加速化林業再生事業費、これは補助金の返還が生じたわけでありましてけれども、森林整備加速化林業再生事業というものは、どういう目的を持って、いつぐらいからやって、これまでどれぐらいの事業費がかかって、どういう成果が出ているのかというところをお伺いしたいと思います。

○川副森林整備課長

この森林整備加速化林業再生事業というのは、平成21年度の年度途中で、国の緊急経済対策事業ということで始められました。

実は、これは国が3カ年分の交付金を県のほうにまず出しまして、県はそれを基金として積み立てます。そして、その後の3カ年の事業をしていくわけですございます。

それで、第1回目の分は平成21年から23年の分と、第2回目の分は平成24年から26年までというふうな形になります。

皆さんも御存じかと思えますけど、平成24年から26年の分につきましては復興財源を使っていたということで、会計検査院の指摘があって、これが国庫のほうに返納されているというような事業でございました。

この森林整備加速化事業というのは、通常はこういった緊急経済対策の中で、現在まで続いてはいるんですけども、市町村でといいますか、県のほうで、全国でもなかった事業でございました。ただ、この分につきましては、佐賀県におきましては、市町村を通じて森林組合のほうに補助するというふうなスタイルでの補助事業になりました。

そのほか、一般的にスタンダードな事業としては、造林事業というのがございます。これは森林整備が終わった後に、国といいますか、県のほうに直接請求できるというような事業でございました。

今まではそういった通常の造林事業でございましたけど、平成21年度からこういう事業が新たに加わりまして、県は佐賀市に対して補助金の交付決定をすると、佐賀市は組合に対して補助金交付決定をするというような事業制度になったものでございます。

そのときに、具体的には、平成21年度から23年度におきます森林整備加速化・林業再生事業の総事業としては、3カ年で2億1,500万円の補助金をいただいております。今回、それに対して、8,550万円の指摘を受けたということでございます。

まず、平成21年度の分としましては、先ほど申しましたように、補助金額としましては2,670万円の指摘を受けております。平成22年度分として、約5,220万円の指摘を受けております。平成23年度分ということで、約650万円の指摘を受けております。合わせて約8,550万円でございます。

今回、時効の分を除いた分ということで、平成22年と23年度分だけということで、約5,870万円ですね、この部分を補助金返還命令として組合のほうに出しているようなことでございます。

当時のこの総額8,500万円に対する指摘でございますけれども、未施行ということで、

実際に作業ができていなかったり、不十分であったりしたところの箇所、これは平成21年度から25年度まで事業を使っておりますけれども、割合としては3.2%でございました。

いろんな飛び地がございます。周辺のほうをしていなかったりとか、勘違いして別のところをしていたとか、そういったこともございます。そういったところが3.2%ほどございまして、面積的には約29.7ヘクタール、30ヘクタールを切るぐらいの数でございました。ただ、この5年間でしてきた事業の総数が約980ヘクタールぐらいございますので、その3.2%でございました。それと、金額に直しますと、約700万円切るぐらいの施業量でございました。当然ながら施業したとは認められなかったということで、この分は全額返還という形で指摘を受けております。

もう1点大きく出てくるのが、作業日報等の書類ですね、作業日報に限りませんけれども、いろんな書類が不備で実績の積算ができなかったということで、指摘を受けた金額が3カ年分で約4,000万円ほどございます。この金額が相当大きかったわけでございます。

それと、これは、いつ、誰が、どこで、何をしたと、そういうのをつけるのが作業日報でございますけれども、実際に現場はできております。30%の間伐もできております。作業道の延長もぴったりできておりました。幅員もできておりました。勾配の角度もできておりました。しかし、それをするに当たって、いつ、誰が、どこで、何日かかったかとか、そういったのが証明できないと、実績の積み上げになりませんと。

今までのスタンダードな造林事業であれば、何人かかろうが、結局は県の標準単価でいきますので、それがマックスになりますので、全然、ある意味では問われないんですけども、この分は加算がある事業になりますので、それがしっかり根拠を示せないとおせませんと。

その当時の資料も、あつたりなかったりしております。ですから、当然なかった分については最低限の分で見ると、つまりは当時1ヘクタール25万円で算定していたのが、標準歩掛かりでいくと14万円程度になると、1ヘクタール11万円から違ってきて、総面積980ヘクタールからしているわけですので、やっぱり相当金額が、その差額の方で積み上がってくるということです。

それと、そのほかにも実際、直営でこういった作業をしたというふうな形でも積算には残っておったんですけど、ただ、それを証明できる作業日報がなかったから、ないのはやっぱり加算できませんということで、指摘額のほうに積み上げられております。

それと、もう1つ大きなところで言いますと、事前着工の分ですね、これで約2,800万円程度が指摘金額ということで、過大受給ということで指摘を受けております。先ほど言いましたように、スタンダードな造林事業であれば、事業が終わった後に直接請求します。しかし、この事業については、まず、交付決定を受けてからでないとな着手ができないというような事業でございます。

当時、緊急事業で平成21年度途中から始まりまして、制度的に非常に混乱しとった部分

もあつたと思います。造林事業もしながら、加速化事業もしながら、その仕分けをしていたわけなんですけれども、やっぱり担当者が1人でずっと相当量の分をしていたもんですから、造林事業と加速化事業、やることは全部一緒なんです。切り捨て間伐、どの事業も一緒なんですけど、その辺が混同していたと。

やはり、そういった原因というのは、当然、組合での人員の配置のあり方、体制が非常に不備があつたのかなと。

もう1つは、それを指揮する当時の組合長であつたり、当時の参事の経営的なマネジメントであつたり、コンプライアンスの遵守、そういったものが欠けていたんじゃないかと。

ですから、そういった中で、担当としては、とりあえずはどんどん口頭で契約を進めながら、しかし、最終的にはやっぱり書類が要るよねと。しかし、当然、当初約束したことで、時間がかかると誤差が出てきます。それと、組合はこう言つたけど、請負業者側はそういうふうには理解しとらんやつたとか、所有者との関係もそういうのが出てきます。

しかし、結局、一番最初に書類をとってずとしておけば、そこでのトラブルといひますか、意見の食い違い、意思疎通というのがしっかりできて保たれておつたんでしょけど、やっぱり年度年度、最後に全部書類をつくっていくと、そういった組合のあしき習慣といひますか、ほとんど民民では口頭契約が成立するってらしいです、方法的にはですね。だから、そういったのが慣習的にもあつて、そして、組合内部での当時の責任者の役割が果たされていなかった、そういったことからこういう事案が発生して、いろんな方に御迷惑をおかけしたような形になつたというふうに思っております。

○平原委員

最初の説明の中では、現在の役員、また、過去の役員、事務員等含めて50名ぐらいというふうな話だったですね。そこで、組合には負担を求めないけれども、その50人で何とか工面しますよみたいな話だったんですが、返還の話をする前に、平成21年からの富士大和森林組合の体制ですね、事務局が何名おられて、現場を総括する人が誰がいらっしゃって、何名体制でこれをやっていて、それで、お粗末なのは、日報がないとか、写真がないというのにはちょっと考えられんわけですよ。補助金をいただいてですよ。

その辺が非常に根本的に、自分たちは入り口の部分から、何でそんなことやつたのかなというふうに思いますけれども、ここに行き着くまでの体制はどうなつていたのかというのを、再度お聞きしたいと思います。

○川副森林整備課長

まず、職員の数でございますけど、当時、平成22年度末ぐらいのものでいきますと、事務職員は12名でございます。その中には、参事が1名と一般職員が11名おります。この11名の中には製材所の職員も入っております。丸棒くい木加工場の職員も入っております。そこに3名ぐらいを配置していますので、その事務所の中でのいうと、11から3を引いた

ところになりますので、8名ぐらいになります。ただ、この8名のうち、今度、経理をされているところが3名から4名というような形になってきます。それと、事業実施をする事業課というのが、その残りの5名前後というふうな形になってきます。この5名が基本的にこういった補助事業を管理しながら、現場の作業員に指示を出して作業をするというふうな形になってまいります。

おっしゃるとおり、その書類の管理については、私も平成24年度に行きましたけれども、それをとにかく口やかましく言ってまいりました。佐賀市も委託事業として森林整備を、森林組合に限らずですけれども、いろんなところに入札をかけておりますので、そういったときについては、とにかく、まず書類をはっきり誰にでもわかるように、そして、いつでも出せるように、ちゃんとファイルにとじておきなさいというところから、実はずっと指導をしてきました。

そうしないと、本当、裸でやられても、結局、背びれも何もなかったら、後、うちの管理もしにくいし、自分たちも将来、何か聞かれたときには困るでしょうということで、必ずファイルにどの事業どの事業というふうな形で進めてまいりました。

実は5時以降も、よっぽどわからない子もいるわけですから、課外授業じゃないけれども、こっちに来なさいと、そして、図面のつくり方とか、そういったのも実はずっと指導しておりました。

ただ、いかんせん過去の分については、私たちもなかなかできなかった部分がありましたので、今後の分については、ちゃんとしっかりできるような組合にしたかったということで、別にこれは富士大和森林組合だけではなくて、林業事業体に対しても、もう1つ、三瀬のほうを管理している佐賀東部森林組合についても同じような形で、受けたときはこういうふうな書類をこうつくるんですよと、そして、ちゃんとこういう決裁をとっておくんですよというふうなことを指導してきました。

ただ、今、富士大和森林組合の事務職員は約7割がかわっております。実は、これは平成25年の途中に、組合長が緊急動議で解任されて、今の組合長にかわっておられます。1つはその当時、組合の経営自体が非常に厳しかったものですから、これではいかんと、何とか変えないかんとということで、今の組合長にかわっております。

それとあわせて、私たちが今までしていたこの書類の書き方なんかも、実は今、佐賀市内でも4つぐらいありますけど、非常にレベルが高い書類が上がってきています。

ただ、そういういろんな改革をしていく中では、職員も人材もかえながらというような形でしておりますので、だんだんといいますか、かなりレベル的にも実力的にも上がってきていると思うんですけど、やはり昔の体制がですね、そういった書類を重視しないとか、管理が甘かったというのがあって、こういうのが発覚したといいますか、素地としてあったのかなというふうに思っております。

○平原委員

川副課長が平成24年度から行かれましたですね。その後の対応とか、私たちも見ながら、非常にきちっとされているなというふうな感は日ごろからありはしたんですね。今やっと正常化といいますか、本来の姿といいますか、そういう形になってきたというのは評価をしているんです。ところが、富士大和森林組合はいつからスタートしていますかね。かなり古い……。

○川副森林整備課長

大和森林組合と富士森林組合の合併は、平成6年ぐらいじゃなかったかなと思います。ですから、両方とも相当前、ちょっと覚えていませんけれども、多分、森林組合法ができたのが昭和30年代だったと思いますので、その後ぐらいにそれぞれ結成されているんじゃないかなと思います。

○平原委員

大和と富士が合併したのが平成6年として、今回、この会計監査によって発覚したわけですが、事務体制だとか、不備だとか、そういったことを聞くと、恐らく平成6年度のスタートの時点からでも、不備といいますか、そういうのがもう常態化してきていたのではないかと。この間に受けた補助金についても、ややもすると、そういう事態が発生していたのかもわからないというふうな見方もされるわけですね。

今回、時効という形で、平成21年度の2,670万円が返還の必要性がないということで、8,550万円のうち、5,878万3,000円を返還することになったということですね。国が県にやって、県が市にやって、市が森林組合にやるということで、同じルートで森林組合から佐賀市、佐賀市から県に、県から国にという返還のルートになろうかと思えますけれども、先ほど課長がおっしゃいましたように、こういう補助金の返還は、原則一括返金なんですよ。なので、そこは、分納だとかという話が出ていますけれども、そういう事例があるのかというのもですね、どうなんですか。

○川副森林整備課長

基本的に一括返還というのは、例えば、税金を課したときに、ことしの税金がこれだけですよといった分については、1年間、分割はあるんでしょうけれども、基本的にそれを全額納めてくださいというのが基本になります。ですから、今回、日にちが3月31日までを一応期限としておりますので、そこまでに全額を納めていただくというのが基本になろうかと思えます。

ただ、税金でもそうですけれども、払えない方も当然いらっしゃいます。そういったときに分納誓約として、将来も誠実にちゃんと払いますよと、ただ、今はこれだけしか払えませんといった場合には税の分納相談とか乗っておりますので、これはまだ確定していませんけれども、組合のほうやはり金融機関とか、そういったところからの借り入れができなくて、一部市に納付するのが未納になった場合については、そういったことも検討しなくちゃいけないのかと。

しかし、やはりあくまでも、時間がかかっても全額返納してもらおうというのが基本でございませう。そうすると、今度は時効の期限と、先ほどは、平成21年度は時効というふうな形で申しましたけれども、この平成22年度、23年度が時効にならないような措置をとらないかということ、私達も当然考えておりました。

実はその分については、専門用語でいうと債務の承認と。結局、こういうことで、この金が、あなたは借金を持っているというのはちゃんと認識していますか、確認していますかということの承認なんですけど、実はこれを11月30日にいただきました。つまり、これによって、平成22年度、23年度分については時効の中断が成立していますので、極端に言うると、10年後、20年後でも、必ず返していかにゃいかんというふうな形になっております。

今回、一括返還ができるかどうかというのは、3月末まで見ることになるんですけども、ただ、余りにも金額が多いもんですから、ぎりぎりになって払えなかったと、一部払えないとかいうようなことがあって時効になったら問題でございませうので、債務の承認というふうな手続も既にさせていただいております。

○平原委員

課長の先ほどの答弁で、私たちの考えと非常に食い違っている点をまず申し上げたいと思いますけれども、税金の滞納が発生して納め切れなかった場合は、分割返納も可能であると。それと、今回の件に照らし合わせて言われましたけれども、違うんですよ。今回の場合は、既に全額補助金を一括してもらっているわけでしょう。ならば、そのお金はきちっと一括して返すというのが原則じゃないですか。税金が滞ったから、それを分納で納めると、そういう理論は合致しませんよ。

なので、今の時点では分納するというような方向性ではない、決定はしていないかもわかりませうけれども、これは、実を言うると私たちの会派の中でも真剣に議論をしたんですよ。

やはり、1回いただいた補助金については一括で返済というのが基本原則だろうというところから、こういう質問に立っているわけでありませうけれども、例えば、5,800万円を金融機関に一括して、森林組合が借入れを起こして、それで一括して佐賀市に納めて、その5,800万円については、森林組合が責任を持って金融機関にお返しをするという形のほうが一番スマートではないかなというふうに思いますけれども、その辺は森林組合側とはそういった話はされていないんですか。

○川副森林整備課長

言っております。あくまでも補助金は原則一括返還でということによって言っております。それがあって、今、森林組合としては、金融機関のほうにいろいろ相談をされているというふうなことで聞いております。

○堤委員

一番初めの根っこの部分、例えば、新聞マスコミ等で見れば、いわゆる運営費のほうに

流用したような表現というのが多々あったわけですし、今の課長の表現だと、そうではなくて、ちゃんと施業をやったんだけど、ごく一部そうではないものもあるんだけど、基本的にはその中でちゃんと消化しているんだと。ただ、書類の不備であったというのがほとんどだという表現になっておりますね。そこをまずきちっと確認したいわけですね。運営費への流用というのは全然なかったのかどうか。

○川副森林整備課長

さようございます。基本的に未施工が約700万円ございましたけど、この分はしていないわけですから、その賃金なり、請負負担金というのは基本的に払っていないんですね。とはいうものの、その分の補助金は当初もらっているわけですから、それは結果的に、その事業の中で運営のほうに流れておったというふうな見方でしているわけございまして、それを目的に、それを流用しようとしたわけではなくて、結果、その賃金の差額の分となったというふうに理解しております。

○堤委員

なぜこのようなことを聞いたかといいますと、先ほどのことは当然あるんですけども、補助金をいただいて、それが資金繰りの中で運転されているわけですね。要するに、お金というのは回して何ぼなんで、これがショートした瞬間には、もちろん従業員に対する給料も払えないし、仕入れたものも払えない、要するに倒産するわけですよ。

要は、今ある運転資金としてこれを利用していたやつを、今度、仮に借入金をして丸々返して、手元に全くその運転資金がなくなるわけですね、ないわけですね。銀行は絶対貸さないとしますもんね。

だから、経営の再建計画なんていうのがちゃんとできるものなのか、僕は多分できないと思うんですね。ですから、そこら辺のところ非常にお考えが甘いというか、運転資金をどうするのという話が欠落しているわけですよ。

ですから、今までは何千万円かのお金を資金として回していて、支払いに充てたりしていたから回っていたんですよ。いわゆる潤いのお水がなければ、潤滑油がないと、幾ら言ったって回らんわけですよ。その点はどうお考えなのか。

それから、現実にもう、11月25日からかなりたっていますが、その役員、職員さんたちがどれぐらいの金額を集めるつもりで、どれぐらいが返ってくるようになったのか、あと、借り入れというのはどれぐらいがめどなのか、それは大体わかるところでお教えいただきたいし、今言った運転資金という発想について、これは今後、経営計画というのはもう既に、市なんかも指導しながらつくっていらっしゃるのか。そうしないと、市は県に返す義務は当然ありますけれども、僕は商売人だから、返ってきたものしか返しませんよ、はっきり言って。そんなに都合よく、こっちが先にとっと返していき、うちが何でもかんでもかぶらばなんて、そんな発想は、僕は頭の中ではないですね。

それは当然、債権債務は別々ですよ。でも、それは別々だけれども、税金をそんなとこ

ろにぼんぼん持っていくなんていう発想はあり得ないと。ましていわんや、このままだと倒産することは間違いじゃないですか。資金ショートしちゃうんだから。その金をまた、運転資金を貸すなんていう発想がこれから出てくるのであれば絶対おかしいから、そこから辺まで見越したところで答弁をいろいろお願いしたいんですけど。

○川副森林整備課長

まず、負担割合について、今、組合長から聞いているのは、新理事、旧理事、当時の職員から半分を回収したいと、そして、残りの半分については、先ほど申した組合の組織として準備をして、払っていきたいというふうな形になります。個人から集める分については、現金として入ってくると思います。

ですから、そうなると、組合が準備しなくちゃいけない部分ですね、約半分の。この部分が今、組合自体にはキャッシュベースで現金がないわけですから、当然ながら、誰かから借りなくちゃいけないというふうな話になっています。これが組合長が言っている、今、金融機関に相談をされているといった部分になると思います。

で、堤委員が言われたように、確かに厳しいとは思いますが。というのは、金融機関も補助金返還のためにお金を貸すと、理由が理由なんですね。設備投資であるとかなんかの事業をするというのは、ある意味じゃ貸しやすいのかなと。これは私、一般的な考え方として思っている部分でございますけど、非常に難しいのかなと思っています。

そしたら、あと組合の運転資金をしっかりと黒字にしてといたしますか、その分、今年度中にすぐこれだけの大金を、現金を準備できるぐらいの黒字になるかというのは、かなり厳しい状態だと思っています。

もう2年前になりますけれども、組合の経営改善会議というのを非公式ですけど、つくっております。これは当時、佐賀県森林組合連合会、佐賀中部農林事務所、それと私のほうで、このままではいかんだろうと、とにかく早く黒字に変えていかないかんということで、組合を入れて4者で会議を定期的に開いておりました。

ただ、なかなか具体的な対策ができないままずっと来とったんですけど、会計検査も入りまして、もういよいよ組合の資金繰りについては非常に危機的な状況になっているということで、もう私たちだけで話しよってもどうもできませんからということで、県の本庁の林業課、それと生産者支援課に入っただいて、あと金融機関のほうは農林中金も入っただいて、金融からの目というような形で、実は先週も会議を開いたところです。また今月末も、年度末にまた開くつもりです。

そこで、組合自体の経営をとにかく黒字に変えていくと。いろいろな部門別での精査も全部してもらいながら、そこには公認会計士も入っただいて、いろんな分析をしております。

ただ、言われますように、計画がぱっとできたからすぐ黒字化というふうな形にはなりません。もし組合が、これに対して一部でも今回補助金を返還できなかったといったこと

で、佐賀市が認めなかった場合においては、結局、ほかの支払いが滞ってしまいますので、非常に危機的な状況といたしますか……。

○堤委員

1つは、県に返還すれば、また県の補助金、ことしの分が出るのかもわかりませんが、どうなのか知りませんが、要するに組合が、これから当面、来年度に向けて喫緊で、例えば、1月とか2月とかに組合のほうで、ちゃんと収入のめどがありますよと、現金が入るめど、それから、補助金は例年5月ころに出ていますよとか、そういったものってというのは何かあるんですか。ちゃんと県に返せば、県のほうからことしの補助金等がまた出るということになっているのでしょうか。そこら辺をまず教えていただけませんか。

とにかく、利益が出る出ないじゃないです。資金が多分ショートしますよってことを言っているんです。だから、仮に役職員から集めても、そのうちの2,000万円ぐらいはこっちに持つとかんと、もうあしたから食っていくお金がありませんって多分なと思うんですよ。そこら辺のところを、いわゆるキャッシュフローのところを聞きたいんですが。

○川副森林整備課長

キャッシュフローもつくってはおりますけれども、ただ、今つくっている分ではなかなか資金が確保できていないというような状況でございます。

それと、あと補助金の分についても、当然これだけの事業をして、これだけの補助金を要望していききたいということで、来年の分も要望は上げておりますけれども、国の補助金は年々下がってきております。実は、もうことしの補助の単価も、10月から国庫補助金の額も下がりました。それと、来年度はまた率を下げるというふうな林野庁のこともありますので、そういった部分では、事業量は県も市もこういった形で考えて、組合独自の森林経営計画をつくったところの作業というふうな計画はつくっております。5カ年計画というのをつくっております。その中では、4年後には黒字に持ってきて、何と申しますかね、専門用語で、最後の……。

○堤委員

四、五年先の経営計画のことを言っているんじゃないかと、端的、恐らく半年後には倒産するだろうと、資金が回らなくてね、と思うんですよ、今のままのお話でいけば。だから、そこら辺のところをね、支えるならどう支えるんだってところまで含めて言わないと、わからんから申し上げている。だから、当面、年明ければこれぐらいのお金は、収益がその事業としてあるんですよとかね。

県のほうからことしも、率は下がるとおっしゃいましたけれども、じゃ、これぐらいのお金は当然来るんで、そこら辺のところを、当面のキャッシュフローとしては使えるんだという話を言っていたかかないと、全然答えになっていないです。

○石井農林水産部長

御指摘の点というのは、今、キャッシュベースでどういう状況にあるのか、平成26年度

の総会で、平成26年度決算、これは2,300万円の赤字でした。それから、累計の剰余金、未処分の剰余金、これで4,900万円、累計が約5,000万円近くあるというのが状況です。それだけ今損失金があるような状況でございます。これはもう総会の中でちゃんと公表されております。

これを補っていくために、今、長期と短期の借入れがありますけれども、短期については、3つの金融機関から、本当に自転車操業のぎりぎりの状況であります。本当に、いつとまるかわからないと。その上で、今回この補助金返還の分がありましたので、本当に危機的な状況、いつつぶれてもおかしくないような状況にあるのは事実でございます。

そういう中で、今回、5,900万円ほどの補助金の取り消し、それから、返還命令を佐賀市から組合長にしたわけございますけれども、原則は、もう委員の皆さんが言われるとおり、今年度3月31日までに、来年の3月31日までに全額払ってくださいと、これは組合長に、私どもは何回も言っております。

組合長もやっぱりルールとして、自分たちが犯したことについて、税金を使うことは道徳的にも通らんだろうということは、組合長も十分認識されまして、最善の努力、これはもういろんなところに相談しながら、組合長さん方も約半分は何とか自分たちの責任で、いわゆる管理責任という部分でやっていこう。ただ、あと残りの3,000万円については、今後の組合の経営の中でやっていこうっていうふうなことを今考えていらっしゃる。ただ、あと残りについては、金融機関に精いっぱいお願いしようと、借りさせていただこうということで回っていらっしゃる。回っている事実を私たちも確認をしています。

ただ、現実的に、先ほども川副が申しましたように、今後の新たな投資に対しての借入れっていうのは、金融機関も考えられますけれども、こういった補助金返還に対して、資金の借入れというのは現実的にはなかなか厳しい、こういう見解を金融機関が持っているということも聞いております。

じゃ、市としてどうするか。原則論は原則論ですけども、本当にこのままいけば、資金ショートで今年度内でもつぶれるかもしれない。そのときに、やっぱり市の責任、立場としては、森林整備の約7割は、今、富士大和森林組合が整備をしております。林業という性質もですけども、防災機能とか、いろんな公的な多面的機能がございまして、これはやはり市の責任としても何とか守っていかねばいけない。

ただ、その5,900万円という、やっぱり犯したことについては、きちんと最後まで責任をとるべきであるということで、先ほど課長が申しましたように、債務の承認、これは時効を中断いたしまして、この責任は最後の最後まできちんと負ってもらいます。これについては確約をとっております。

そういう中で、仮に金融機関にお願いしても借入れができなかった場合は、森林組合のほうから、今後、こういった形で経営改善計画をやっていきます。そして、そのためには、こういった分納計画、自分たちは返済計画を持っていますということを市のほうに改

めて提案していただくかなというふうに思っております。そういうお願いをしようと思っております。その中身をきちんと精査されまして、こういう形だったら、経営としても何とかつながっていくのか、また、常識的な範囲内で返済できるのかということを見きわめて、分納計画等も今後検討していく必要があるかなというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○堤委員

1点だけ。債務の確認をして、必ず返してもらうということを約束し、手続をとったんだとおっしゃいます。それは、具体的には準消費貸借契約とか、そういったもの、金銭貸借契約に切りかえたということなんでしょうか。それとも、ただ紙に書いただけ。連帯保証をとってあるのかどうか、そこら辺をちょっと教えてください。

○川副森林整備課長

今、組合の代表者からのペーパーだけでございます。

○石井農林水産部長

少し補足をさせていただきます。

この補助金返還の問題につきましては、やはりもう法令遵守できちんと私たちはやりたいという姿勢を持っておりまして、このやり方につきましても、顧問弁護士に相談に行きました。これは2度ほど相談いたしました。

そういう中で指示を受けて、まずは債務の承認、本人たちからきちんとこれは返済する意思がありますということをとってくださいと。これが時効の中断になりますということでございます。あと、組合としての、いわゆる森林組合法、これは理事さんたちの連帯責任、これは法的にありますので、それはあとどういうふうにするかというのは、組合内部でまた考えられることだと思っております。

○堤委員

私も、公共団体がどういうやり方をされるのか、ちょっとよくわからないんですが、基本的に民間でいきますとね、債務の確認は当然とるわけですけども、で、時効の中断をやりますよね。次にやることは、やっぱり準消費貸借契約という、今までの売掛金を金銭の貸借契約に切りかえるんです。何月何日をもつての残額を全部ですね。そして、それに連帯保証をとると、これで初めて法的に保全ができるわけであって、それをやらなければ、紙一枚もらっても、そりゃ、払う気はあるけれども払えなかったで全部終わりなんですね。

だから、そこは弁護士が何ておっしゃるか知りませんが、本当に保全をしようということであれば、やっぱりもう個人の資産を入れてもらってでもですね。しかも、それが税金を使ったものであるということであれば最優先に取れるかもわかりませんし、民間のあれから比べれば、本当にここまで来れば、もう鬼になってやらないと、中途半端なことをやって、下手にしようたら、これは少し運転資金を入れてやらんといかんかと、それこそ、何とかにに応じてみたいな話を仮に今後出されるのであれば、これはなかなかですね、すん

なりみんなが了解できるようなことじゃないのかなっていう気はします。本当にこれは大変だと思えますね。もう信用を失ってしまっていて、経営というものは成り立たない可能性が高いなということを今聞いて思いました。

○石井農林水産部長

先ほど堤委員から御指摘ございましたように、債務の承認だけで本当にいいかどうか、この辺は顧問弁護士とも、また改めて相談しながら、本当に取り損ないがないように、法的にきちんと取れるような体制を組んでいきたいというふうに思っています。

○西岡委員長

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかの項目もないでしょうか。

○山下明子委員

ずっと今、皆さんからの御意見もあつてはいたんですが、結局、平成21年から23年の分が指摘をされたということですよね、そのときのありようということが。それで、平成24年から26年の2回目の分は、そもそもが交付を取り消して、国のレベルで返さんといかんかったということになっているわけでしょう、復興財源をしていたからということで。要するに、平成21年度から23年度までの実務的なありようの反映がこうなって、指摘をされていたということですよ。

だから、その後のことに関して、会計検査はそこだけを絞ってやったってということではなく、ずっと見ていっていたとすれば、そういう意味で、先ほどから信用を失ったっていう話はあるんですが、その後のことに関しては、きちんとやれているというふうなことまでがなっているならばね、その経営計画の立て方であるとか、いろんなことというのは、またちょっと、何ですかね、今やっていることを、だめだと言われて、もうここから先、信用されんよっていう話ではないとすれば、そこはもう少しきちっと将来性ということも見ていかなくはいけない部分だと思うし、先ほど部長が言われていた森林の多面的機能の問題だとか、いろんなことで佐賀市が、この森林組合をどう位置づけていくのかっていうことと、佐賀市の姿勢っていうのも、一方では問われる部分とは思うんですね。

だから、きちっと原則にのっとって厳しくやっていくってことはありながらも、やっぱり森林組合という団体として債務の承認をしたということが、そもそもそれ自体が、時効は言いわけにはなりませんということを言っているわけなので、それはすごく大事なことから、あとの責任っていうのは、まずそこからスタートするということだから、私は、それは担保できているんだろうというふうに受けとめたんですが、そうなった後は、設備投資にかかって何ができるかとか、いろんなことを含めながら、カバーする部分っていうことも含めながらの対応っていうことをしていかないと、何かこう、狭くなっていくと展望が出てこないかなっていう感じがしますけれども、その辺が会計監査院が、そもそ

も平成21年から23年だけをスポット的に監査したのか、全体をした上で、ここが問題だと
言ったのかっていうあたりと、あわせてちょっと済みません。

○川副森林整備課長

今回の会計検査の対象は、平成24年度と25年度でございました。ただ、今回は、前日まで何年度を見る、何の事業を見るというのは一切公表されませんでした。というのは、会計検査院に情報が行ってたんじゃないかというふうに思っております。

そこで、平成22年度のを持ってきなさいと、平成22年度のをあけられて、これは、私はその場には、組合が入ったときは組合だけ、市が入ったときは市だけですので、組合が入ったときにそういうふうな平成22年度をぱっと広げられて、これは何ですかと、未施行じゃないんですかというふうな指摘を受けられたと。

ということで、今回、そしてもう翌日には会計検査院全員が富士大和のほうに集結されたということで、平成22年度の未施行の分が、会計検査院は御存じであったろうと、会話中、ぼろっとしゃべられましたということがありますけど、それは、ちょっとここで申し上げられませんが、そういうことであれば、確かに平成22年度の未施行というのを、2月の回、平成22年度の方ですけどね、その一部が確認されたということで、そしたら、1,000カ所検査しなさいということで、加速化事業自体が平成21年度から始まっておりまして、平成21年度の当初から全部見なさいというような形で見られたということでございます。

で、当時、平成21年度の山を全筆現在は登載しています。山を全部登りました。3班から7班つくって、2カ月間、毎日、雨の日も。全部見て、延長をはかったりというような形で、そして、結果的にそういったことをしていく中で、平成21年度とか23年度においても未施行が発見されたという状況でございます。

それと、あと復興財源の部分につきましては、これの絡みでは、さっき言ったように会計検査は来られていません。というのは、平成24年からが復興財源に関係してくる部分でございまして、平成21、22、23年度は、全く復興財源は絡んでおりません。

それと、この加速化事業というのは、平成21、22、23年度が一つのセット、平成24、25、26年度が一つのセット、そして、平成23年度は単年度分だけやったですけど、この部分で、平成24年度以降は全部現場を見ております。書類も全部見てもらいました。で、未施行及び書類上のおかしいところは一切なかったということで、指摘は受けておりません。

実は、平成23年の12月に、一遍会計検査院が入っております。そのときには指摘はございませんでした。ただ今回は、そういった情報があった部分もあって、過去の分から全部調べられたということだろうというふうに想像しています。

○山下明子委員

平成24年以降の分は、不明な点はないということだったということで、佐賀の森林組合の新聞報道と並んで、別のところとか、その後も他県の中で、本当にこれはもうキック

バックするような目的でされていたかのような、ちょっとこう別のところがですよ、そういう案件があったので、そういうのと同類のように扱われたような印象を受けるわけなんです、そういうことでは全くないというところが、そこは本当にはっきりしておかないと、何か不正流用とかね、そういうような言い方になると、ちょっと違ってくるかなって感じもするので、もちろん不適切だと言われればそうなんです、そこは性質が違うってところははっきりしておく必要があるんじゃないかなというふうに思いますが。

○川副森林整備課長

当初、会計検査院は、これは何をおっしゃっているかという、多分、長野県の大北森林組合というところで、お金はもらって一切作業していないというところがあったんですね。実は、そこには県職員が指南をしたということでも問題がっております。その後、佐賀市のほうに検査が来られたものですから、彼らは全くそれと同じようなケースだというふうに勘違いしてというか、思い込んで来られています。ある意味じゃ、会計検査じゃなくて、林野庁も、全部そうですけど。ですから、相当やられました。そういうことではないかというふうな質問ですよ。

で、富士大和森林組合ですから、まず、平成21年度から26年までの会計を全て見ました。いつ、誰に、幾らお金をやっているとか、賄賂じゃないですけど、着服がないのか、業者との賄賂はないか、もう全部調べました。そういったのも一切ございませんでした。

そして、もちろん県は県の職員の聞き取りをしました。そして、私どもも私どもの聞き取りを、当時の担当者が見て、事情聴取ですね、私も今度県のほうに行って、県のほうからの事情聴取も、私、当時はいなかったんですけど、いろいろな聴取を受けています。

ということで、着服とか、そういった不正が一番私たちが気になったというか、怖かった部分でございましたので、組合の職員も1人1人集めて聞いたりしてまして、実際にお金の流れも全部、向こうの会計の電子データを引き出しましたけど、そういうのは一切なかったです。

ということで、全然違いますよと、施工面積として、確かに3.2%が多い少ないというような議論はあるんでしょうけれども、980ヘクタールからしとっての約30ヘクタールですよ。こう言っちゃいけません、武雄市は130ヘクタールに対して30ヘクタールですよ、20%の未施行ですよ。そして、うちは点在しています。

(発言する者あり)

そうではないということで、今のは割愛をお願いします。済みません。訂正させてください。

○川崎委員

1点だけ聞きますけれども、この富士大和森林組合、組合員数は何名でしょうか。

○川副森林整備課長

正確な数字は持っていませんが、約1,600名でございます。

○西岡委員長

林業費について、ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかの御質疑ありましたら、今のうち出していただきたいと思います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほか質疑もないようですので、第103号議案、審査を終わらせていただきます。

農林水産部の職員の皆様、一旦退室をお願いいたします。委員の皆様はそのままお残りください。

◎執行部退室

○西岡委員長

それでは、付託議案に関しまして、現地視察の御希望がございましたら出していただきたいと思います。

(発言する者あり)

以上で、経済産業委員会は終了させていただきます。現地調査もないという形で。